

東京消防庁 大月市 消防相互応援協定

協定締結日 平成8年6月28日

(総則)

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づく東京消防庁（以下「甲」という。）と大月市（以下「乙」という。）との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

(目的)

第2条 この協定は、火災等の災害発生の際、甲乙相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(応援)

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

(1) 普通応援

別表に定める区域内に発生した火災について、甲乙いずれかから応援の要請があった場合は、原則として応援側から1隊出場するものとする。

(2) 特別応援

ア 大規模災害事象に対する応援

前号にかかわらず甲乙いずれかの管轄区域内に大火災又は集団災害等が発生し、応援を必要とする場合は、被応援側の消防長の要請又は応援側の消防長の状況判断により応援するものとする。この場合における応援部隊数等については、応援側において決定するものとする。

イ 救急事象に対する応援

甲は乙の管轄する小菅村における救急事象に対し、応援の要請があった場合は、別に定める応援出場等を行うものとし、その出場要領等は甲と大月市消防本部が協議し定めるものとする。

(応援隊の指揮)

第4条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

(応援隊の報告)

第5条 応援出場隊の長は、消防行動について、速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援のために要した経常的経費は、応援側の負担とし、応援による損失補償及び損害賠償が生じた場合は、甲乙協議し対応する。

2 前項以外の経費は、被応援側の負担とする。

(疑義の決定)

第7条 この協定の運用について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(協定書の保管)

第8条 本協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、平成 8 年 6 月 2 8 日から効力を生ずる。

平成 8 年 6 月 2 8 日

甲	東京消防庁			
	消防総監	小	宮	多喜次
乙	大 月 市			
	市 長	西	室	覚

【改正】

附 則

この協定は、平成 1 8 年 1 1 月 2 8 日から効力を生ずる。

平成 1 8 年 1 1 月 2 8 日

	東京消防庁			
	消防総監	関	口	和 重
	大 月 市			
	市 長	西	室	覚

別表

普 通 応 援 出 場 区 域 表

東京消防庁側の応援区域	大月市側の応援区域
丹波山村のうち 鴨沢 小菅村のうち 東部(余沢)	奥多摩町のうち 留浦、川野